

令和3年度からの教育大綱について

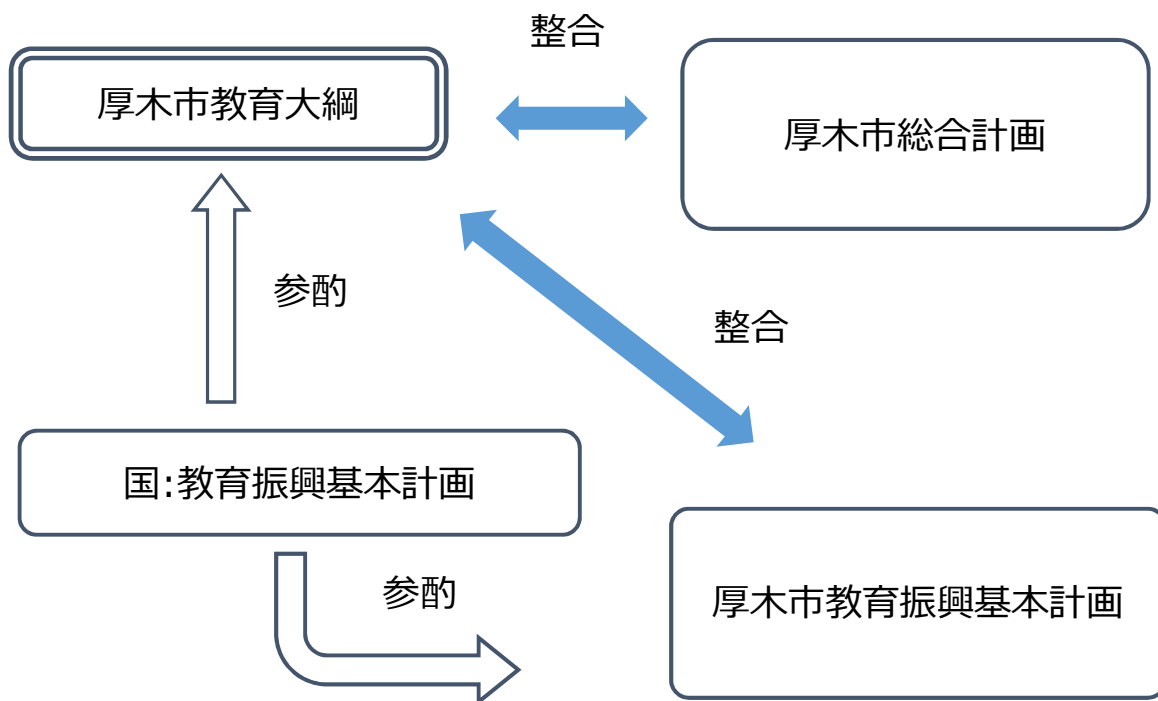
1 策定の背景

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法」という。）」が施行されたことに伴い、本市においては厚木市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置しています。

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地域の実情に応じた教育に関する総合的な施策を示すものであり、総合教育会議で協議の上、首長が策定するとされています。

これまで、平成27年7月（H27～H29）、平成30年4月（H30～R2）にそれぞれ策定しています。

現行大綱の対象期間が令和2年度に満了を迎え、新たな教育大綱を策定する必要があることから、国の教育振興基本計画を参酌し、第10次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）及び第2次厚木市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）との整合を図りつつ、令和3年度を始期とする新たな教育大綱を策定します。



2 現行大綱との主な変更点

(1) 対象期間

大綱における対象期間は、法の規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを国は想定しています。

本市では、総合計画等に合わせ、これまで3年を対象期間としていましたが、大綱では長期的な視点を持ち、教育に関する総合的な施策に関する方針等を定めるものであることから、短期的に見直すのではなく、中長期の期間をもって大綱を定めることがふさわしいと考えられます。

つきましては、本市の中長期計画である、総合計画基本計画に合わせて、対象期間を6年として策定します。

(2) 基本目標に「支える」を追加

大綱に位置づけられた基本理念や基本目標、基本方針を実現するには、安心・安全な暮らしが土台となっていて、子どもたちが安心して学習できる安全で快適な環境を整備する必要があるとの考え方から「支える」を追加しました。

2015年に国連サミットで採択されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標に掲げており、本市においてもこのSDGsが掲げる目標に向かって、施策に取り組んでいるところです。

このような国際的な視野も踏まえ、ESD（持続可能な開発のための教育）の推進と併せて、誰一人取り残さず安心して学習できる教育を実現するためには、家庭、地域、学校、行政、さらには児童・生徒が互いに「支える」ことが重要です。

(3) 基本方針に「先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。」を追加

令和2年度から新たな学習指導要領が始まり、小学校における英語教育やプログラミング教育の必修化、1人1台学習者用端末等を目指す「GIGAスクール構想」など、国が推進する教育施策により、本市を取り巻く環境の変化が見込まれています。

これからの社会は、超スマート社会（Society5.0）に代表される産業構造や、人々の働き方・ライフスタイルの変化など、激動の時代が予想され、社会の変化に柔軟に対応できる力が求められています。

こうした中で、グローバル化、人工知能（AI）やビッグデータ等の技術革新などに対応できる先進的な教育を実践し、身に付けた力をいかして、いつでもチャレンジできる環境整備を推進していく必要があることから、基本方針に加えました。

基本理念

厚木市教育大綱（素案）

未来を担う人づくり

基本目標

3つの「約束」

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

支える

健やかな成長を支える安心・安全で快適な環境を整備し、誰一人取り残さない教育の実現

3つの「力」の育成

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性、多様性を大切にしながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくります。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくります。
- 3 未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、教職員が自信とゆとりを持って子どもたちの指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境をつくるとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校とのつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

基本理念

第2次教育振興基本計画(素案)の基本理念と同じく、第10次厚木市総合計画基本構想(原案)の「将来都市像の実現に向けた想い、基本姿勢」で、一人一人が受け継いできた厚木らしさを未来につなげていくことを大切にするという考えから

基本目標

○3つの「約束」

- ・人と人とのつながりを深めることで、市民協働によるまちづくりを推進
文化、伝統、自然を未来へつなぐ教育の実現
- ・伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育を実現
- ・健やかな成長を支える、安心・安全で快適な環境をつくり、誰一人取り残さない教育の実現

○3つの「力」の育成

第2次教育振興基本計画(素案)に位置づけられた基本目標

基本方針

教育委員会が定める第2次厚木市教育振興基本計画(素案)の8つの基本方針を基本に、市長が取り組む施策を組み合わせ、10の基本方針とする

- 基本方針 1、2 市長が取り組む施策
基本方針 3～10 厚木市教育振興基本計画から
- 1 子育て環境日本一を目指す、積極的な支援
 - 2 先進的な教育の実践
 - 3 自立につながる生きる力の育成
 - 4 子どもたちを育てる支援体制の充実
 - 5 安全な教育環境の整備
 - 6 安心して共に学べる教育の推進
 - 7 家庭・地域・学校の協働の推進
 - 8 地域主体で取り組む社会教育の振興
 - 9 地域文化や芸術の振興と自主的な学びの支援
 - 10 スポーツ活動の推進

対象期間

第2次教育振興基本計画の基本方針や第10次厚木市総合計画の基本計画と同じ期間の6年間とする

キーワード

AI・ロボットの活用・Society5.0・ICT技術・情報リテラシー・SDGs・持続可能な開発のための教育(ESD)・グローバル化・国際化・地域包括ケア・命を守る・教育環境日本一

基本理念

未来を担う人づくり

基本目標

2つの「約束」と3つの「力」

つなぐ

郷土の歴史や文化、自然、そして人財(*)を未来へつなぐ教育の実現
市民協働によるまちづくりにとって大切な、人と人とのつながりを深める教育の実現

伸ばす

子どもを伸び伸びと健やかに育てられる社会と、快適な環境で個性や特長を伸ばす教育の実現

ひら 拓く力

自ら学び、鍛え、未来を切り拓くためのたくましい力の育成

感じる力

自他を大切にし、互いを認めあえる豊かな心の育成

築く力

社会の一員として共に支えあい、よりよい社会を築いていく力の育成

*「人財」とは、人づくりを目指す上で、人は、かけがえのない財（たから）であることを表現した言葉です。

基本方針

- 1 子育て支援を積極的に進めるとともに、子育てに誇りと喜びが深められる環境を整備します。
- 2 誰もが生涯にわたって学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 3 「確かな学力」を身に付ける教育を推進します。
- 4 豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。
- 5 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、家庭・地域社会に信頼される学校づくりを推進します。
- 6 安心・安全で、課題やニーズに対応した教育環境の整備・充実を図ります。
- 7 教育の原点である家庭教育を支援するとともに、地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。
- 8 スポーツや文化・芸術活動の振興を図り、活力ある地域づくりを推進します。
- 9 命の大切さを学び、人間尊重の精神を基盤とした人権教育の充実を図ります。
- 10 恵まれた豊かな自然や郷土に伝わる歴史や文化の大切さを学び、未来へつなぐ人の育成を支援します。

計画期間：2018（平成30）年度から2020年度までの3年間

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

未来を担う人づくり

【挑戦】
自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

【共生】
自他の命や豊かな感性、多様性を大切にしながら共に生きていく力の育成

【創造】
変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

- | | |
|---------------------|---|
| 1 自立につながる生きる力の育成 | 未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。 |
| 2 子どもたちを育てる支援体制の充実 | 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、教職員が自信とゆとりを持って子どもたちの指導に当たれるよう支援します。 |
| 3 安全な教育環境の整備 | 地域をつくる人々と共に安全な環境づくりに取り組み、子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境をつくりまします。 |
| 4 安心して共に学べる教育の推進 | 人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。 |
| 5 家庭・地域・学校の協働の推進 | 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。 |
| 6 地域主体で取り組む社会教育の振興 | 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。 |
| 7 地域文化の振興と自主的な学びの支援 | ふるさと厚木の自然や歴史、文化に触れて郷土愛を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。 |
| 8 スポーツ活動の推進 | いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を通して活力ある地域づくりを推進します。 |

[計画を支える重点的な取組]

【安心】
誰もが安心して学び、自分の力を発揮できる環境づくりの推進

【協働】
家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進